

第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

1. 日 時 平成30年7月24日（火）10：30～11：27
2. 場 所 秋田市八橋大畑二丁目12番55号「秋田県自動車会議所」4階 会議室
3. 出席者 別紙（第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会構成員名簿）参照

事務局（佐藤）

開催ご案内時刻になりましたので、只今より「第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会」を開催いたします。

なお、私は、事務局長を仰せつかっております、秋田県ハイヤー協会の佐藤です。

議事に入るまで私が進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

始めに、報道機関の皆さまにお願いいたします。

本日の協議会は設置要綱第5条第14号の規定により、公開にて行われておりますが、議事の全てについて取材可能でございますが、カメラ撮りにつきましては、議事進行の静穏を保つため、議事次第の会長挨拶までとさせて頂きますので、よろしくお願ひいたします。

なお、写真撮影については、議事進行中でも撮影されても構いません。

配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第

第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 構成員名簿

第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 席次表

資料1 第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 区別議決権一覧表

資料2 特定地域の指定期限延長に関する決議について（報告）写し

資料3-1 諮問書写し

資料3-2 運輸審議会ご説明資料（抜粋）

資料4 国土交通省が5月17日に『Press Release』した「一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定期限延長（仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏）」に関する答申についてを抜粋したもの。

資料5 「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定期限の延長について」5月31日に東北運輸局がプレスリリースしたもの。

資料6 秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）（新旧対照表）

資料7 秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

資料8 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行状況及び効果について

資料9 フォローアップの内容

資料10 放映中のデジタルサイネージ

不足がございましたら、お申し出下さい。

次に、協議会構成員について説明いたします。

協議会の構成員については、設置要綱第4条第3項の規定により申し出のあった者について、構成員として参画できることとなっています。また、同条第4項の規定で、「構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。」となっています。

事務局では、去る5月30日に協議会長名で当協議会の開催を公表したところ、開催30日前である6月24日までにお手元の構成員名簿にありますように構成員17名中、16名の方から申し出がありました。

続いて、協議会成立報告と出席者の紹介をいたします。

協議会設置要綱第5条第16項の規定では「過半数の出席」となっています。

本日の協議会は、構成員17名中、15名の方の出席（注：県警が急用により、欠席となる。）をいただいておりますので、設置要綱により「成立している」ことを報告いたします。

なお、お配りしております名簿と席次表を持ちまして、本日ご出席の皆様のご紹介に代えさせていただきますが、人事異動や代理出席などで3月22日開催の協議会に出席されていなかった委員の方々をご紹介いたします。

秋田市都市整備部交通政策課長の千田様です。

秋田労働局労働基準部監督課長の佐藤様です。

全国自動車交通労働組合連合会秋田地方連合会執行委員長の北川様です。

また、本日も法律や通達等の解釈をはじめ、助言・意見を求めることがあるかもしれませんので、秋田運輸支局からアドバイザーとしてご臨席をいただいております。

なお、4月の人事異動により、支局長と首席専門官が交代しておりますのでご紹介いたします。

兼平悟東北運輸局秋田運輸支局長です。続いて、保坂浩昭首席運輸企画専門官です。

それでは、開会にあたり、三浦会長にご挨拶をお願いいたします。

三浦会長

本日はお忙しい中、また、猛暑のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。第4回目の開催となります。4カ月前の3月22日に開催いたしました第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会に引き続きご出席をいただき、心より感謝申し上げます。

本日、皆様にお諮りしますのは、先の開催時にお伝えしておりました秋田交通圏の特定地域の指定期限の延長に伴い、「秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」にある私が務めます会長と事務局長の任期を変更することあります。

また、国土交通省では昨年来、26年度からの3年間のフォローアップ調査を実施し、加えて、秋田運輸支局では平成29年度のフォローアップ調査を終了しております。

そのフォローアップ調査結果を秋田運輸支局からご報告をいただき、延長になったこれから3年間、活性化が中心となる特定事業をどのように進めていくべきかを委員の方々からご意見を頂戴できればと考えているところです。

何卒、事情をご理解いただき、ご協議いただきますようお願いし、私の挨拶とします。

本日は、誠にありがとうございます。

事務局（佐藤）

ありがとうございました。

先ほどお願ひしましたとおり、報道関係の皆様には、議事進行中の撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

これより議事に入らせていただきますが、議事運営は会長にお願いいたします。

三浦会長よろしくお願ひします。

三浦会長

ご協議をいただく前に、出席されている皆様にご了解をいただきます。

本日の議事概要是、後日、秋田県ハイヤー協会のホームページで公開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、始めに前回のこの協議会で決議された「指定期限の延長について」、今日までの経緯について事務局から報告をお願いします。

事務局（佐藤）

資料の2と3、4と5をお出しください。これ等を基に報告いたします。

先程来、お話しに出ています「特定地域の指定期限の延長について」は、去る3月22日開催の第3回当協議会の場で、設置要綱に定める要件を満たし、全会一致で「特定地域の指定期限の延長」に合意していただきました。

事務局では資料2にありますように、その日の内に東北運輸局長経由で国土交通大臣に「特定地域の指定期限の延長に関する決議について」として、報告しました。

資料3-1をお出しください。その後、国土交通省では運輸審議会に対して、特定地域の指定

の期限の延長について諮詢しています。資料3-2にありますように3月22日の第3回協議会で示した内容を資料として、秋田交通圏のタクシー事業の現状や取扱指針への適合状況、適正化の取組と進捗状況、マイタウンバスやクレジット・電子マネー対応、UDタクシーの導入や秋田市観光myタクシーを主とした活性化の取組を説明されています。

資料4の別紙のとおり、5月17日付で「当秋田交通圏は平成30年6月1日から平成33年5月31日まで延長することが適當」と答申されました。

2ページ以降は、答申書となっています。

3ページの主文には、先程述べました「当交通圏を平成30年6月1日から平成33年5月31日まで延長することが適當である。」とされており、その理由の「1.」には、『平成28年10月14日に特定地域計画を議決し、適正化及び活性化に取り組み始めたところである。ただ、秋田交通圏は現時点で、事業環境の改善が認められず…』とし、「2.」では、『法第3条第2項に基づく指定期限の延長は…指定基準のいずれにも該当する場合に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。』としています。

それを受け「3.」では、指定基準と秋田交通圏の実績などから検討した結果が記されており、「4.」で、『現時点で事業環境の改善が認められず、今後も適正化及び活性化の取組を安定的に継続して実施する必要があるとして、指定の期限を延長することは、適當であると認める。』としているところです。

なお、5ページにある要望事項では、運輸審議会から国土交通大臣に対し、早期の指定解除が実現できるよう、指導と監督を求める要望事項が付されています。

そして、資料5のとおり5月31日付の官報で、東北運輸局管内で特定地域に指定されている仙台市と当秋田交通圏が指定の期限が延長されたとの告示がなされました。

三浦会長

只今、「指定期限の延長について」、今までの経緯について事務局から説明がありましたが、アドバイザーとして出席しておられます秋田運輸支局から何が補足説明はありませんか。

秋田運輸支局（兼平支局長）

事務局からのご説明のとおり、特定地域指定期間の3年間延長の答申には、国土交通大臣あてに要望事項が付されておりますので、支局としましても引き続き、協議会の運営・取り組みにご協力していくことを申し上げさせていただきます。

また、「地域指定の延長は、原則として1回に限って行うことが出来る。」とされておりますので、協議会としても、この3年間の中で適正化・活性化に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

三浦会長

兼平支局長、ありがとうございました。

続いて、本日の審議事項であります「秋田交通圏タクシー特定地域協議会の設置要綱の変更について」をお諮りいたします。

事務局、説明願います。

事務局（佐藤）

資料の6と7をお出しください。

資料6は新旧対照表となっています。赤文字と青文字で変更箇所を示しています。

このたびの特定地域の指定期限が平成33年5月31日までに延長されたことに伴い、第5条「協議会の運営」の第2項の会長と第8項の事務局長の任期をそれぞれ今年5月31日から平成33年5月31日までの3年間、延長したいとするものです。

また、施行日を本日平成30年7月24日とするものです。

三浦会長

事務局、ありがとうございました。

只今の説明に対し、何かご意見やご質問はありませんか。
ご意見・ご質問がないようですので、議決をとります。
その議決方法について、事務局から説明願います。

事務局（佐藤）

それでは、事務局から議決権についてご説明いたします。

資料1「構成員の議決権」をお出しください。

今回の「設置要綱の変更」の議決については、当協議会設置要綱の第5条第10項第2号に規定されております。

資料1では「(2)」の欄に議決権を示しています。

これにより、議決することになります。

三浦会長

それでは区分毎に、順番に合意の有無を求めてまいります。

秋田県の高橋委員と秋田市の千田委員、設置要綱の変更に合意の方は挙手願います。

～～～挙手を確認～～～

ありがとうございました。いずれの方も合意です。

続いて、タクシー事業者の合意について、報告をしてください。

事務局（森合）

3月時点での秋田支部会員事業者は15事業者が営業所を設けておりましたが、その後、事業の統廃合によりまして14事業者となりました。よって、秋田交通圏の事業者は15事業者であることをご理解いただきたいと思います。

本協議会開催が24日であることから、報告期日を23日正午ということで、文書での意向確認を行っています。

また、事務局から秋田支部会員事業者以外の事業者にも同様の文書を発出し、意向確認を行ないました。

その結果、15事業者全社から「設置要綱の変更」に「合意する」とする意向表明の提出がありました。

三浦会長

続いて、個人タクシー事業者について、意向はどのようになっていますか。

船木委員

秋田市個人タクシー協同組合は、50人の事業者があります。

そして、昨日までに50人全員が「同意する」といことで、同意書の提出をもらっています。

以上、報告申し上げます。

事務局（森合）

秋田市には個人タクシー事業者は、ただ今報告のあった「秋田市個人タクシー協同組合」の他に、「秋田市個人タクシー協会」・「秋田市竿燈個人タクシー協会」といづれの団体にも属さない個人タクシー事業者があり、その数は12事業者です。

これら12の個人タクシー事業者については、私から報告いたします。

2団体・12事業者については、個人タクシー協同組合同様の文書を郵送し、「意向表明書」の提出を求めました。

その結果、12者から「合意する」とする意向表明書が提出されています。

三浦会長

報告、ありがとうございました。

ただ今、タクシー事業者全事業者が設置要綱の変更に合意するとの意向表明があつたことか

ら、規定によりタクシー事業者等は、設置要綱の変更に「合意する」となります。

続いて、労働組合の北川委員は、いかがですか。合意の場合は、挙手願います。

～～～挙手を確認～～～

ありがとうございます。

地域住民の代表として参加しているのは、私一人となります。私は設置要綱の変更に合意します。

続いて、JR東日本秋田支社の加賀美委員と秋田中央交通の渡邊委員は、いかがですか。

～～～二人の挙手を確認～～～

ありがとうございます。

日野先生はいかがですか。

～～～挙手を確認～～～

ありがとうございます。

秋田労働局の佐藤監督課長はいかがですか。合意の場合は、挙手願います。

～～～挙手を確認～～～

佐藤委員はいかがですか。

～～～挙手を確認～～～

ありがとうございます。

三浦会長

只今、「設置要綱の変更について」の合意の有無を求めました。

その結果、設置要綱の第5条第10項第2号に定めのある要件は全て満たしているようです。

よって、全会一致で「設置要綱の変更」がなされましたので、変更案の（案）を消してください。

只今変更になりましたように平成33年5月31日までの3年間、当協議会の会長として引き続き、タクシー事業の環境改善と適正化及び活性化の取組を安定的に継続するために協議会の運営に努めて参りたいと存じます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議案審議は終了いたしましたが、冒頭の私の挨拶で述べましたように国土交通省が行ったフォローアップ調査結果を秋田運輸支局からご報告をいただきます。

その後、延長になったこれから3年間、活性化を中心とする特定事業をどのように進めていくべきかを委員の方々からご意見を頂戴できればと考えているところです。

それでは、保坂首席専門官、お願いします。

秋田運輸支局（保坂首席専門官）

平成28年に策定されました、「タクシー改革プラン2016」の一つの項目として、タクシー事業の「適正化・活性化」の着実な推進として、タクシー特措法のフォローアップを行うこととされております。

具体的には、毎年6月末までに、タクシー事業者から報告いただいたものを、本省においてとりまとめ、8月を目途に公表されるのですが、今年度におきましては、データの収集・精査に十分な時間を確保する必要があることから、本省への報告の締め切りが、6月から12月に延期された関係で、1事業者からの報告が、まだ、ありません。後ほど、報告をいただき、データを追加する形を取らせていただいて、協議会への報告とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお取り計らい願います。

※以下、概略。

1. 適正化事業について

1-②から始まっていますが、

①の【特定地域指定基準に基づく指標】に当たります、日車営収、適正車両数との乖離等につきましては、前回の3月の協議会で報告されておりますので、今回は、省略させていただてあります。

1-②【賃金の改善度】

1) 勤務体系・性別運転者数

- ・ 勤務体系として、隔日、日勤、その他、と分けられております。
- ・ 日勤（昼）は、フルタイムの日中のみの勤務の方
- ・ 日勤（夜）は、フルタイムの夜間のみの勤務の方
- ・ その他は、短時間勤務の方
- ・ 隔日は、それ以外の勤務交番により泊まり勤務のある方や、純粋な隔日勤務の方
- ・ 日勤、その他の数値は、おおむね横ばい
- ・ 隔日については、車両数の減少に比例して、減少しており、26年度の633人から29年度の542人と91人減となっております。
- ・ うち女性運転者数は、15人前後を推移しています。

2) 年齢階層別運転者数

- ・ 60歳未満の割合を計算してみたところ、
- ・ 26年度は36%、27年度は32%、28年度は30%、29年度は27%と、生産人口年齢の締める割合が下がっています。
- ・ さらに、26年度から28年度までは、61歳～65歳の年齢層の運転者数の割合が30%台でもっとも大きかったものが、平成29年度には、66歳～70歳に移行し、高齢化が進んでいます。
- ・ 参考までに、運転者の平均年齢を申し上げますと、全県単位ですが27年度が61.2歳、28年度が62.0歳、29年度が62.8歳となっております。
- ・ 1)と2)の表の年度ごとの計の欄は、イコールであるはずですが、26年度と28年度に少しのずれがあります。古いデータで、とつごうが困難でした。申し訳ありません。

3) 給与月別支払総賃金、総労働時間、総売上等

- ・ 2月から4月までの3ヶ月間のデータを取っていますが、月別の変化はそれほどありませんので、平均値を出してみました。
- ・ 運転者数が減っていますので「支払賃金総額」は、年々、減少していますが、
- ・ 一段下の「一人あたり」で、見てみると、26年度の17万6千円から29年度は18万4千円と増加しています。
- ・ 「総労働時間」についても、年々、減少しています。
- ・ 「一人あたり」で、見ても減少傾向にあります。
- ・ 「総売上」についても、年々、減少していますが、
- ・ 「一人あたり」で、見てみると、26年度の34万1千円から29年度は35万9千円と増加しています。
- ・ この、一人あたりの、賃金総額と、総売上の増加は、タクシー事業者の皆様の、「供給輸送力の削減」への取組による成果のあらわれと思料されます。

1-③【運転者負担の有無】

- ・ 無線・GPS使用料、カーナビ使用料、乗り場入場料等の項目がありますが、
- ・ 該当するものは、ありませんでした。

1-④【平均車齢】

- ・ 車両の入れ替えにより、29年度には、平均車齢が6年未満の事業者が3者出てきています。

1-⑤-1【キャリアパス明示・スキル評価の有無】

- ・ 研修制度を設けたり、研修への参加に支援を行っている事業者が、29年度で5者となっております。
- ・ 処遇面での評価の対象としている事業者が、29年度で1者となっております。

1-⑤-2【採用者及び離職者に関する情報】

- ・ 採用者数は、26年度の47人から29年度は29人と減少傾向
- ・ 採用者の平均年齢は、56歳～58歳と高齢です。
- ・ 離職者平均勤続年数は、26年度の8年から29年度は14年と長くなっている傾向にあります。

2. 活性化事業について

(1) 取組事業者数

- ・ 新たな需要を見いだす取組として、
- ・ 妊婦・子ども向けタクシーは、29年度は4者、観光タクシーが7者、アプリ配車が4者、UDタクシーが7者、クレジットカードが9者と導入が進められています。

(2) 取組実績

- ・ 項目の「妊婦・子ども向けタクシー」～「外国語講習」までは、単位は人数で、
- ・ 「アプリ配車」以降の、単位は、車両数となります。
- ・ 観光タクシーの受講者が29年度112人、アプリ配車が171両、クレジットカードの利用可能な車両が78両と特に増えています。
- ・ 秋田交通圏におきましては、人口減少もあり、年間のタクシーの運行回数は、若干ではありますか、減少傾向にあります。
- ・ 活性化事業の取組を進めることによりまして、将来的には、年間の運行回数が上向くことが、期待されます。

三浦会長

保坂首席専門官 ありがとうございました。

他に事務局からはありませんか。

※ 事務局から資料10について補足説明。

事務局（佐藤）

只今、フォローアップ調査について、支局から説明がありましたが、事務局でも、3月22日以降の特定事業計画の実施状況について、同時期に調査を行っています。

その中で、一部の車両に搭載していた防犯カメラを全車に導入したとの報告が1事業者からありましたので、報告させていただきます。

また、資料10にありますように、8事業者ではタクシー車両を活用した付加価値の創造と県内の経済活動を側面から支えるためとして、情報媒体としてのデジタルサイネージを模索していましたが、4月以降、ご覧のクライアントさんのご協力により、展開していることを報告させていただきます。

以上です。

三浦会長

ありがとうございました。

只今の報告を受け、委員の皆様からご質問やご意見、又はご要望はありませんか。

船木委員、どうぞ。

船木委員

お願いというか要望ですが、今回の供給力削減については、法人は520台前後、個人タクシーは63台です。今まで63台になっていますが、今回3年間、延長されたことにより確実に適正車両を割ると思われます。そのような場合、この期間、個人タクシーの新規を認めてもらうことが出来ないと思いますが、どうかそれに近いようなものに何とかしていただきたいと思います。

三浦会長

ありがとうございます。特に今の件は要望ということですので、お答えはよろしいですか。

船木委員

はい

三浦会長

それでは要望ということで、議事録に掲載していただきます。

他にご意見はございませんか。

ないようですので、本日、準備いたしました内容は全て終了しました。

皆様のご協力により、スムースにご承認、進行させていただきました。

誠にありがとうございました。

なお、次回の開催については、当協議会設置第5条第12項では「協議会は、定期的に開催することとする。」となっていますが、次回開催について説明願います。

事務局（佐藤）

協議会では特定事業の進捗状況とフォローアップ調査の報告を行うことになりますが、特定事業の進捗状況については3月22日開催の協議会で報告しているところですし、私の口頭説明で3月22日から今日までの進捗状況を簡単にお話しさせていただきました。

また、支局の保坂首席専門官からは、平成29年度のフォローアップ調査結果が報告・説明されましたので、今後は特定事業計画の進捗状況等を見ながらの開催になると考えています。

以上です。

三浦会長

只今、事務局から説明があったとおりですので、その際にはご理解とご協力をお願いします。

以上を持ちまして、議長の任を解かせていただきます。

三浦会長

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

なお、冒頭、お願いしましたように本日の議事概要は、後日、秋田県ハイヤー協会のホームページで公開することになりますので、皆様のご了解をお願いいたします。

それでは事務局、よろしくお願ひします。

事務局（佐藤）

三浦会長におかれましては、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましてもお忙しい中、また、お暑いところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

以上を持ちまして、第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

お疲れ様でした。

第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 構成員(出席者)名簿

平成30年7月24日

区分	所 属	職 名	氏 名	出欠	代理出席者
(1)	秋田県観光文化スポーツ部交通政策課 秋田市整備部交通政策課	課長 課長	高橋一也 干田佳正	○ ○	
	一般社団法人秋田県ハイヤー協会 キングタクシー株式会社	代表理事 会長 代表取締役 支部長	佐々木宏行 工藤康憲	○ ○	
	一般社団法人秋田県ハイヤー協会秋田支部 高尾ハイヤー株式会社	代表取締役 副支部長	高田和明	○	
(2)	一般社団法人秋田県ハイヤー協会秋田支部 国際タクシーブランド株式会社 秋田梅田交通株式会社 新昭和タクシー株式会社	代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役	長尾文生 浮田忠勝	○ ○	
	浮田産業交通株式会社	代表取締役			
	秋田市個人タクシー協同組合	理事長	舟木正志	○	
(3)	全国自動車交通労働組合連合会秋田地方連合会	執行委員長	北川正美	○	
(4)	秋田商工会議所 秋田県地域婦人団体連絡協議会秋田市婦人連合会	会頭	三浦廣巳	○	
		会長	高橋千紗	×	
(5)	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社事業課 秋田中央交通株式会社	課長 代表取締役	加賀美圭二 渡邊綱平	○ ○	
(6)	国立大学法人秋田大学 理工学部	准教授	日野智	○	
(7)	秋田労働局労働基準部監督課	課長	佐藤明士	○	
(8)	秋田県警察本部交通部交通規制課	課長	三浦稔	×	課長補佐 深井正
(9)	社会教育インストラクター	佐藤孝子	○		

注)「区分」は、設置要綱第4条による。
『○:本人出席、△:代理出席、×:欠席』